

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成24年10月17日 提出
【計算期間】	第12期（自 平成23年 7 月20日 至 平成24年 7 月17日）
【ファンド名】	J A 日本債券ファンド
【発行者名】	農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高谷 正伸
【本店の所在の場所】	東京都千代田区平河町二丁目 7 番 9 号
【事務連絡者氏名】	後藤田 晋
【連絡場所】	東京都千代田区平河町二丁目 7 番 9 号
【電話番号】	03-5210-8500
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

社団法人 投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

商品分類：追加型投信 / 国内 / 債券

属性区分：その他資産（投資信託証券（債券：一般）） / 年1回 / 日本 / ファミリーファンド

○商品分類および属性区分 一覧表

（当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。定義などの詳細については、社団法人 投資信託協会のホームページ<<http://www.toushin.or.jp/>>をご覧ください。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表(当ファンドは、ファミリーファンド方式の為、商品分類(表紙)と属性区分における投資対象資産は異なります。)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	ファミリー ファンド
一般		日本	
大型株			
中小型株	年2回	北米	
債券	年4回	欧州	
一般	年6回 (隔月)	アジア	ファンド ・オブ・ ファンズ
公債		オセアニア	
社債		中南米	
その他債券	年12回 (毎月)	アフリカ	
クレジット属性()		中近東 (中東)	
不動産投信	日々	エマージング	
その他資産 (投資信託証券：債券(一般))			
資産複合()			
資産配分固定型	その他 ()		
資産配分変更型			

その他資産：組入れている資産を記載するものとする。

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

< 信託金の限度額 >

委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。（信託の目的、金額およ

び信託金の限度額（約款第2条））

< ファンドの特色 >

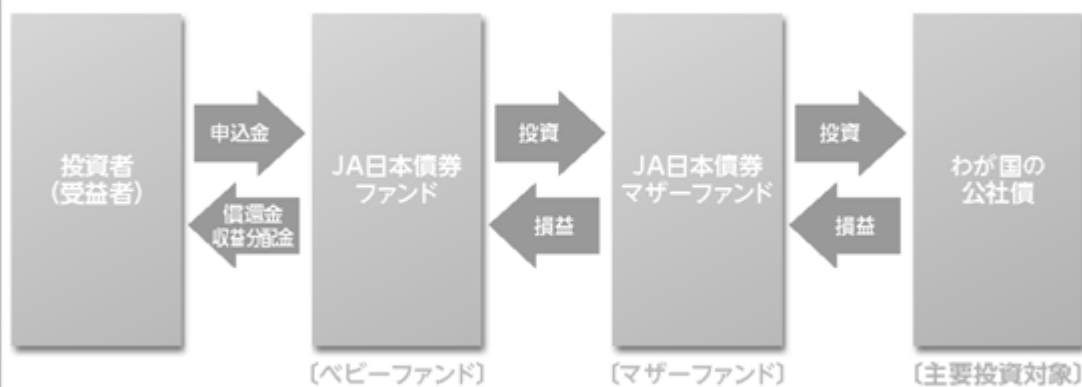
1 わが国の公社債を主要投資対象とします。

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。
- 当ファンドは、JA日本債券マザーファンドへの投資を通じて、わが国の公社債およびユーロ円債等へ投資します。
- 投資対象とする社債、円建外債、ユーロ円債は、原則として投資適格債（BBB-格相当以上）とします。

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者（受益者）から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行うものです。



2

NOMURA－BPI総合を中長期的に上回る成果を目指します。

- 当ファンドは、NOMURA－BPI総合をベンチマーク*とします。

※「ベンチマーク」とは、ファンドの運用目標となる指標であり、また運用成果を検証する際の基準となります。

- NOMURA－BPI総合とは、野村證券株式会社が開発した、国内債券市場で公募発行された利付債の中で残存期間1年以上、残存額面10億円以上等の条件を満たす債券を対象として、対象銘柄の経過利子込の時価総額を基にした投資収益指数で、国内債券市場全体の動向を反映している指数といえます。

BPIとはボンド・パフォーマンス・インデックスの略称です。

- 当インデックスは、年金の国内債券運用等においてもベンチマークとして数多く採用されています。

(注)NOMURA－BPI総合は、野村證券株式会社が公表している指数で、野村證券株式会社の知的財産です。また野村證券株式会社は当ファンドの運用成果等に関して一切責任ありません。

主な投資制限

- ◎ JA日本債券マザーファンドへの投資割合には、制限を設けません。
- ◎ 外貨建資産への投資は、行いません。

分配方針

毎年7月16日(休業日の場合は翌営業日)に諸経費等を控除後の利子・配当収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を分配対象額とし、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

3 投資プロセスは、トップダウンとボトムアップのアプローチで行います。

- トップダウン・アプローチとして、マクロ経済分析・投資環境分析などのファンダメンタルズ分析に基づき、ベンチマーク対比でのポートフォリオのデュレーション調整^{※1}、イールドカーブ調整^{※2}、セクター配分^{※3}を行います。

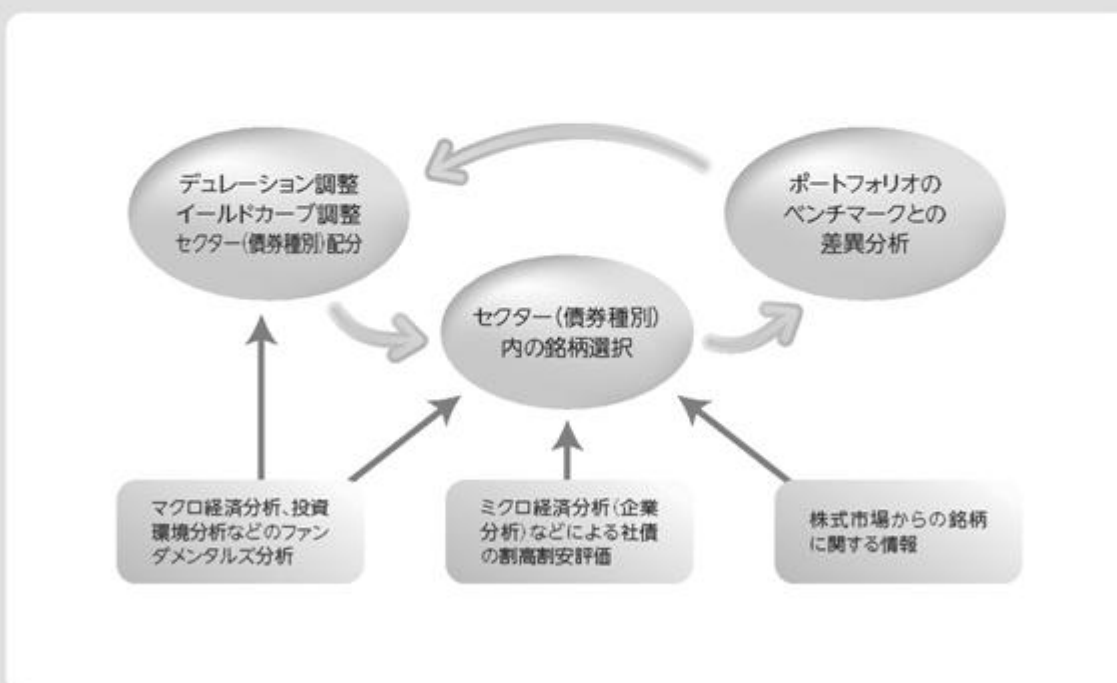
※1 組入債券の入れ替え等によるポートフォリオ全体のデュレーション(市場金利の変化に対する債券価格の感応度)の調整。

※2 イールドカーブ(市場金利の利回り曲線)予測による組入債券の残存期間別配分の調整。

※3 国債、地方債、政府保証債、金融債、社債等のセクターの中で相対的に割安と判断されるセクターへの配分引上げ、割高と判断されるセクターへの配分引下げ。

- ボトムアップ・アプローチとして、ミクロ経済分析(企業分析)などによる社債の割高割安評価、株式市場からの銘柄情報に基づき、各セクター内の銘柄選択を行います。

- また、ベンチマーク対比でのリスク管理も行います。



資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

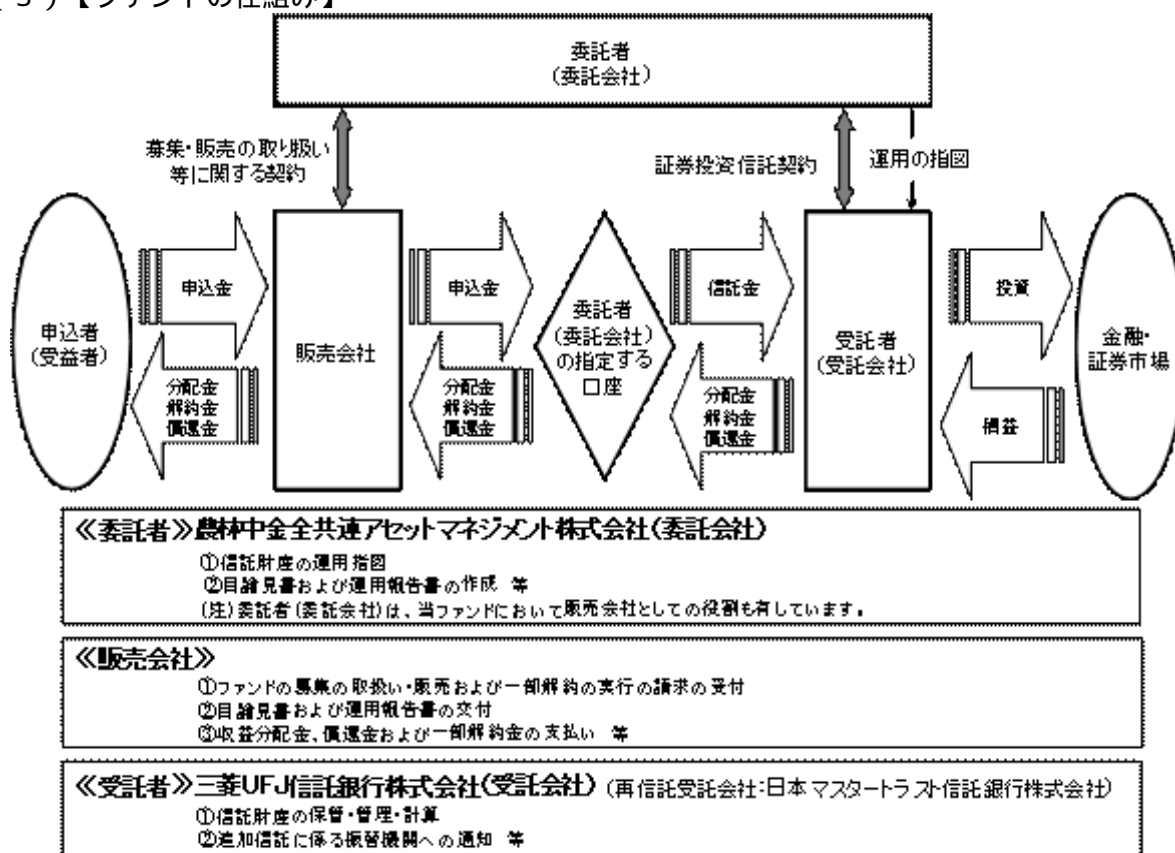
平成12年11月24日 有価証券届出書の提出

平成12年12月11日 募集開始日

平成12年12月22日 信託契約締結日、ファンドの設定および運用開始日

平成19年1月4日 振替制度へ移行

(3) 【ファンドの仕組み】



委託者（委託会社）の概況（平成24年8月31日現在）

資本金の額

34億2千万円

沿革

平成5年9月28日 農中投信株式会社設立 資本金15億円

10月8日 証券投資信託委託業の免許取得

10月13日 営業開始

平成8年8月20日 投資顧問業務の登録

9月30日 投資一任業務認可取得

10月1日 エヌケイユー投資顧問株式会社と合併し、同日付で「農中投信投資顧問株式会社」へ商号変更 資本金19億2千万円

平成12年10月1日 「農林中金全共連アセットマネジメント株式会社」へ商号変更

平成19年9月30日 金融商品取引業の登録

平成24年7月26日 A種種類株式15,000株を発行し15億円増資（資本金34億2千万円）

大株主の状況

株主名	住所	持株数 (株)	持株比率 (%)
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1丁目13番2号	19,550	36.61
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2丁目7番9号	18,850	35.30
農中信託銀行株式会社	東京都千代田区内神田1丁目1番12号	15,000	28.09

（注）農林中央金庫及び全国共済農業協同組合連合会が保有する株式はすべて普通株式であり、農中信託銀行株式会社が保有する株式はすべて議決権を有しないA種種類株式です。

なお、議決権保有比率の状況は次のとおりです。

農林中央金庫 50.91%

全国共済農業協同組合連合会 49.09%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

a. 基本方針（運用の基本方針）

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

「運用の基本方針」および「約款第○条」とは、信託約款の条項等と対応しております。（以下同じ。）

b. 運用方法

投資対象

ＪＡ日本債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の公社債に直接投資する場合もあります。

投資態度

（イ）ＪＡ日本債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、ノムラ・ボンド・パフォーマンス・インデックス総合（以下「NOMURA-BPI総合」といいます。）を上回る投資成果を目指します。

（ロ）主要投資対象であるＪＡ日本債券マザーファンドの運用にあたりましては、わが国の公社債に投資を行うことにより、NOMURA-BPI総合に対しての超過収益の獲得に努めます。

なお、ＪＡ日本債券マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位に保ちます。

（ハ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（二）外貨建資産につきましては、投資を行いません。

（2）【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類（約款第14条の2）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限り、）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

b．運用の指図範囲等（約款第15条第1項から第3項）

委託者は、信託金を、主として農林中金全共連アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された「A日本債券マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券ならびに第1号から第20号（下記1．～20．）までの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．株券または新株引受権証券

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9．特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、第2号から第6号（上記2．～6．）までの証券および第10号（上記10．）の証券の性質を有するもの

13．証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16．預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

17．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）

18．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

19．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

20．外国の者に対する権利で第19号（上記19．）の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号（上記1．）の証券または証書、第16号（上記16．）の証券のうち第1号（上記1．）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号（上記2．～6．）までの証券および第12号（上記12．）ならびに第16号（上記16．）の証券または証書の

うち第2号から第6号（上記2．～6．）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号（上記13．）の証券および第14号（上記14．）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、第1項（上記 ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。

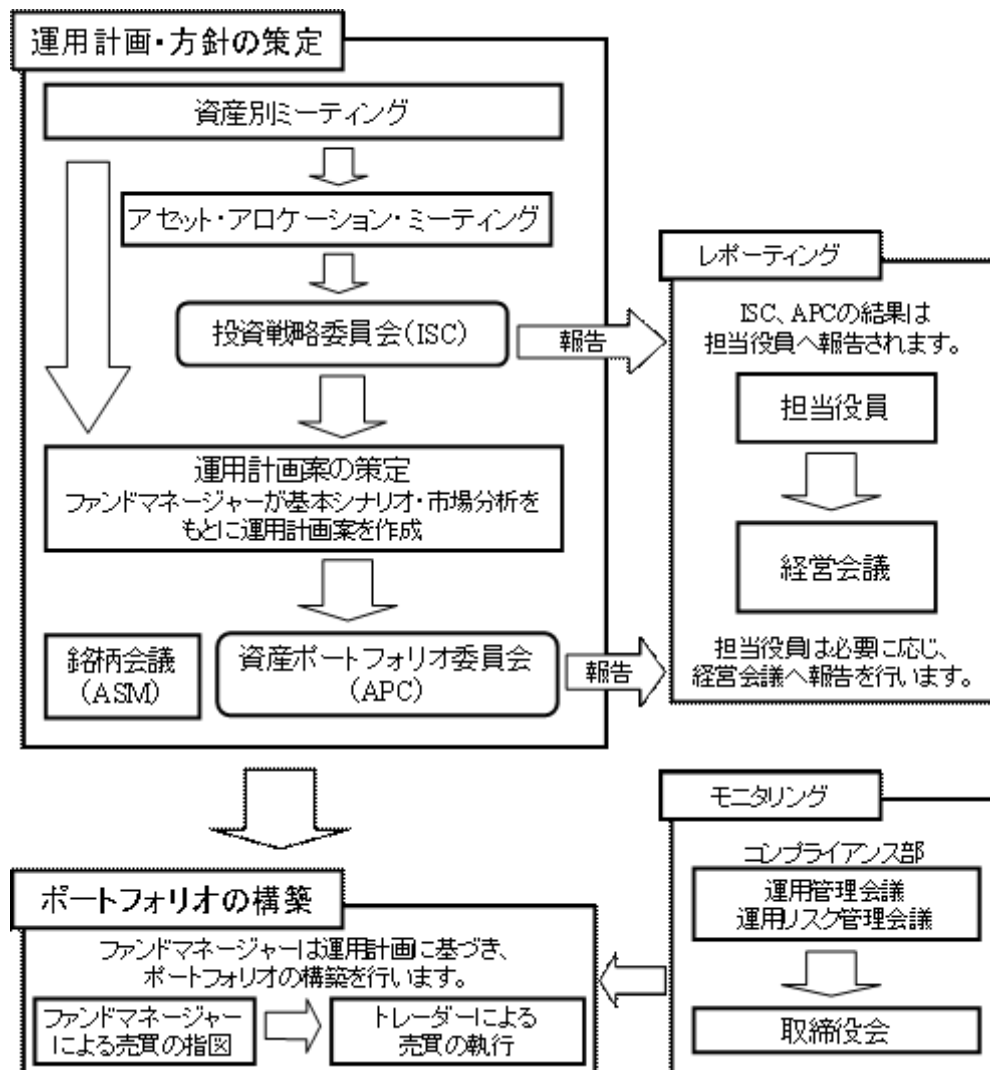
- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前号（上記 5．）の権利の性質を有するもの

第1項（上記 ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を第2項第1号から第6号（上記1．～6．）までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

1. 運用体制

J A 日本債券ファンドは、以下のとおり一貫した投資プロセスに基づいた組織的運用を行います。



資産別ミーティング

月1回以上開催。資産別の市場分析・シナリオ案の作成を行います。

アセット・アロケーション・ミーティング（AAM）

月1回以上開催。資産間のリスク・リターンの相対比較分析を行い、基本シナリオ案の作成を行います。

投資戦略委員会（ISC）

原則月1回以上開催し、各市場の基本シナリオの承認を行います。

資産ポートフォリオ委員会（APC）

原則月1回以上開催し、資産内のセクター、ゾーン等のリスク配分を決定し、ファンドの運用計画を決定（承認）します。

銘柄会議（ASM）

決定された運用計画の範囲内で、ポートフォリオを構築するための個別銘柄の相対的な優位性や短期売買タイミング等を決定します。

2. ファンドの運用に携わる人員等

部署	人員
運用部	30名程度 (うち 投資判断に携わる者 25名程度)
トレーディング部	10名程度
コンプライアンス部	10名程度

3. ファンドの関係者に対する管理体制等

委託者は、ファンドの関係法人である受託会社について、その財務状況、管理体制、法令遵守体制等について定期的にモニタリングを行うとともに、必要に応じ適宜ヒアリング等を実施します。

運用体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

a. 収益分配方針（運用の基本方針 3. 収益分配方針）

毎決算時（毎年7月16日、休業日に該当する場合は翌営業日となります。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲

諸経費等を控除後の利子・配当収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

原則として、親投資信託に帰属する利子・配当収益のうち、信託財産に帰属する利子・配当収益を中心に分配を行います。

ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

b. 収益の分配方式（約款第38条）

信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

c. 収益分配金の再投資等（約款第39条）

受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金（委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金を除きます。）が販売会社に交付されます。

販売会社は、別に定める契約（累積投資契約）に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得の申込により増加した受益権は、約款第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得の申込により増加した受益権は、約款第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算

されるものとし、

第4項（上記）および約款第42条第5項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（5）【投資制限】

a．親投資信託への投資制限（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限）

「A日本債券マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。

b．株式への投資制限（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限、約款第15条第4項および第7項）

委託者は、信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

c．新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限、約款第15条第5項および第7項）

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

d．投資信託証券への投資制限（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限、約款第15条第6項および第7項）

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

e．外貨建資産への投資制限（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限）

外貨建資産への投資は行いません。

f．投資する株式等の範囲（約款第17条）

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

g．同一銘柄の株式等への投資制限（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限、約款第18条）

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

第1項、第2項および第3項（上記、および）において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

h. 信用取引の指図範囲（約款第19条）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

第1項（上記）の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該売付けに係る建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、第2項（上記）の売付けに係る建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

i. 先物取引等の運用指図（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第20条）

委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）ならびに有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）および外国の取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引ならびにオプション取引および外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

j. スワップ取引の運用指図（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第21条）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

第3項（上記）において、親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該スワップ取引の想定元本の総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利などをもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

k．金利先渡取引の運用指図（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限、約款第22条）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

l．有価証券の貸付の指図および範囲（約款第23条）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を第1号および第2号（下記1．および下記2．）の範囲内で貸付けるとの指図をすることができます。

1．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

第1項第1号および第2号（上記 1．および上記 2．）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

m．一部解約の請求および有価証券売却等の指図（約款第29条）

委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

n．再投資の指図（約款第30条）

委託者は、約款第29条（上記m．）の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

o．資金の借入れ（約款第31条）

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

p．デリバティブ取引に係る制限（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託者は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないものとなっております。

q．同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条及び同法施行規則第20条）

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとなっております。

（参考）

「ＪＡ日本債券マザーファンドの概要」

（１）投資方針

a．基本方針（運用の基本方針）

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

b．運用方法

投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

（イ）主にわが国の公社債に投資を行うことにより、インカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得に努め、ノムラ・ボンド・パフォーマンス・インデックス総合（以下「NOMURA - BPI 総合」といいます。）を上回る投資成果を目指します。

（ロ）運用にあたりまして、主にセクター別のアロケーションを行うこと、デュレーションの調整を行うことなどにより、NOMURA - BPI 総合に対しての超過収益の獲得に努めます。なお、当ファンドが投資を行う公社債は流動性を考慮しつつ、原則としてBBBマイナス格相当以上の格付を有しているものとします。また、公社債の組入比率は原則として高位に保ちます。

（ハ）組入銘柄の選定、デュレーションの決定などはミクロ経済分析・ファンダメンタルズ分析等に基づいて行います。

（ニ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（ホ）外貨建資産につきましては、投資を行いません。

（２）投資対象

運用の指図範囲等（約款第10条第１項から第３項）

委託者は、信託金を、主として第１号から第20号（下記１．～20．）までの有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証券

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９．特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、第２号から第６号（上記２．～６．）までの証券および第10号（上記10．）の証券の性質を有するもの

13．証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

16. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 18. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 20. 外国の者に対する権利で第19号（上記19.）の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号（上記1.）の証券または証書、第16号（上記16.）の証券のうち第1号（上記1.）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号（上記2.～6.）までの証券および第12号（上記12.）ならびに第16号（上記16.）の証券または証書のうち第2号から第6号（上記2.～6.）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号（上記13.）の証券および第14号（上記14.）の証券を以下「投資信託証券」といいます。
委託者は、信託金を、第1項（上記 ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号（上記 5.）の権利の性質を有するもの
- 第1項（上記 ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、第2項第1号から第6号（上記1.～6.）までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）投資制限

- a. 株式への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第10条第4項）
委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第10条第5項）
委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- c. 投資信託証券への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第10条第6項）
委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 外貨建資産への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）
外貨建資産への投資は行いません。
- e. 投資する株式等の範囲（約款第12条）
委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- f. 同一銘柄の株式等への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第13条）
委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

g．信用取引の指図範囲（約款第14条）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

第1項（上記）の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、第2項（上記）の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

h．先物取引等の運用指図（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限、約款第15条）

委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）ならびに有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）および外国の取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引ならびにオプション取引および外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

i．スワップ取引の運用指図・目的・範囲（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限、約款第16条）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利などをもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

j．金利先渡取引の運用指図（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限、約款第17条）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の

提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

k．有価証券の貸付の指図および範囲（約款第18条）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を第1号および第2号(下記1．および下記2．)の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

- 1．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。
- 2．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

第1項第1号および第2号（上記 1．および上記 2．）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

- 本書提出日の直近日（平成24年8月31日）現在において、「ＪＡ日本債券マザーファンド」を投資対象とするファンドは以下のとおりです。

なお、「ＪＡ日本債券マザーファンド」を投資対象とする他のファンドが設定されることがあります。

ファンド名
ＪＡ日本債券ファンド
ＪＡ日本債券私募ファンド（適格機関投資家専用）
ＪＡ資産設計ファンド（安定型）
ＪＡ資産設計ファンド（成長型）
ＪＡ資産設計ファンド（積極型）
ＪＡグローバルバランス私募ファンド（適格機関投資家専用）

３【投資リスク】

（１）投資リスク

当ファンドの取得申込者には、慎重に投資判断を行うために、当ファンドの投資目的、リスクおよび留意事項を認識することが求められます。当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて実質的に債券など値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、**受益者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は、預貯金と異なります。**

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

金利変動リスク

一般に、債券は市場金利の変動の影響を受け価格が変動します。市場金利が上昇した場合には、ファンドに組入れている債券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。債券価格の下落幅は債券の残存期間、発行体および債券の種類等によって異なります。

信用リスク

一般に、債券、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品等の発行体（国・企業等）の財政難や業績不振等により当該債券等の信用力（格付）が低下した場合や当該債券等の利息や元金の支払いが遅延・不能となる等のデフォルト（債務不履行）が生じた場合には、ファンドに組入れている債券、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品等の価格が大きく下落しあるいは無価値となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

また、大口の解約申込があった場合など、解約資金を手当てするためにファンドで保有する有価証券等を大量に換金しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量の状況によっては、当該換金にかかる取引自体が市場実勢を押し下げ、通常よりも不利な状況での取引となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（２）その他の留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご注意ください。
 - ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落する

こととなります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

- ・受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

- 当ファンドはベンチマークを中長期的に上回る成果を目指しますが、仮にファンドがベンチマークを上回る成果を上げていたとしても、ベンチマーク自体が下落している場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

実質的に公社債等への投資を行いますので、市場金利の変化（上昇・低下）によって基準価額は変動します。

- 当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入有価証券等に売買が生じた場合、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（３）投資リスクに対する管理体制

フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが日次ベースでポジションリスク管理およびパフォーマンス管理を行い、適宜、直属管理者に報告しています。

また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか否かを日次ベースで担当ファンドマネージャーおよび直属管理者が管理を行っています。

ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（コンプライアンス部）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、受益者の負託に応えうる適正な運用プロセスを構築しています。

具体的には、不正な取引から顧客の利益を保護し、ファンド運用の適正性を確保する観点から、ファンドが法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しています。

また、信託財産の運用者として、適切なファンドの運用責任を果たす観点から、市場リスクをはじめとする各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しています。

〔運用管理会議〕

原則として月１回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）や運用計画の遵守状況について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

〔運用リスク管理会議〕

原則として月１回開催し、運用リスクや運用パフォーマンスの状況について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

投資リスクに対する管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

<通常の申込>の場合

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は0.21%（税抜0.2%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス> <http://www.ja-asset.co.jp/>

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

<確定拠出年金制度に基づく申込>の場合

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社・・・無手数料

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりませんが、換金（解約）時に、一部解約実行の請求日の基準価額から、信託財産留保額（当該基準価額に0.05%を乗じて得た額）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、信託期間満了前の解約に対し、解約申込者から徴収される一定の金額をいいます。この信託財産留保額は、解約に際し発生する売買委託手数料等の費用について、受益者間の公平を確保するため、信託財産に留保されます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬等の額および支弁の方法

委託者および受託者の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.42%（税抜0.40%）の率を乗じて得た額とします。

上記の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は以下のとおりとします。

（年率）

委託者	販売会社	受託者	合計
0.1575% （税抜0.15%）	0.21% （税抜0.20%）	0.0525% （税抜0.05%）	0.42% （税抜0.40%）

信託報酬の販売会社への配分は、「第1ファンドの状況 1ファンドの性格（3）ファンドの仕組み」に記載されている各業務に対する代行手数料であり、委託者が一旦収受した後、販売会社に対して支払うものとします。また、委託者による直接募集に係る部分は販売会社配分相当額を委託者が収受します。

（４）【その他の手数料等】

信託財産の組入有価証券を売買する際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額および先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管時に要する費用は、信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税および信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等に相当する金額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等に相当する金額を含みます。）は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年率0.00315%（税抜0.003%））を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中より支弁します。

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借り入れの指図をすることができます。借入金の利息は信託財産中から支弁します。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、監査費用を除き、事前に料率、

上限額等を表示することができません。

（１）から（４）の手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

通常の申込に係る課税上の取扱いは、以下のとおりです。

なお、確定拠出年金制度に基づく申込の場合は、同制度に係る税制が適用されます。

<個人、法人別の課税の取扱いについて>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

所得税については、平成25年１月１日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

個人の受益者に対する課税

○ 収益分配金に対する課税

公募株式投資信託の分配金（普通分配金のみ）については、税率10%（所得税7%、地方税3%）が適用されます。（原則として確定申告不要です。）

確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することもできます。

（注）平成25年１月から10.147%（所得税7.147%、地方税3%）、平成26年１月から20.315%（所得税15.315%、地方税5%）となる予定です。

○ 一部解約時・償還時における課税

公募株式投資信託の一部解約・償還により交付を受ける金銭等は、その全額を譲渡収入とみなして課税されます。

一部解約・償還による譲渡益（解約価額、償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当分を含みます。）を控除した差益額）は、税率10%（所得税7%、地方税3%）が適用されます。（源泉徴収ありの特定口座は、原則として確定申告不要です。）

（注）平成25年１月から10.147%（所得税7.147%、地方税3%）、平成26年１月から20.315%（所得税15.315%、地方税5%）となる予定です。

○ 損益通算について

公募株式投資信託や上場株式等の譲渡損失については譲渡益および公募株式投資信託の分配金や上場株式等の配当金等との損益通算が可能です。

利益 損失	株式配当金 株式投資信託分配金	株式投資信託 解約・償還益	株式譲渡益	株式投資信託譲渡益
株式投資信託 解約・償還損	○	○	○	○
株式投資信託 譲渡損	○	○	○	○
株式譲渡損	○	○	○	○

法人の受益者に対する課税

法人受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。なお、税額控除が適用されます。

（注）平成25年１月から7.147%（所得税7.147%、地方税の源泉徴収はありません。）、平成26年１月から15.315%（所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。）となる予定です。

<個別元本について>

追加型株式投資信託について、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込

手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等毎に個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞をご参照ください。）

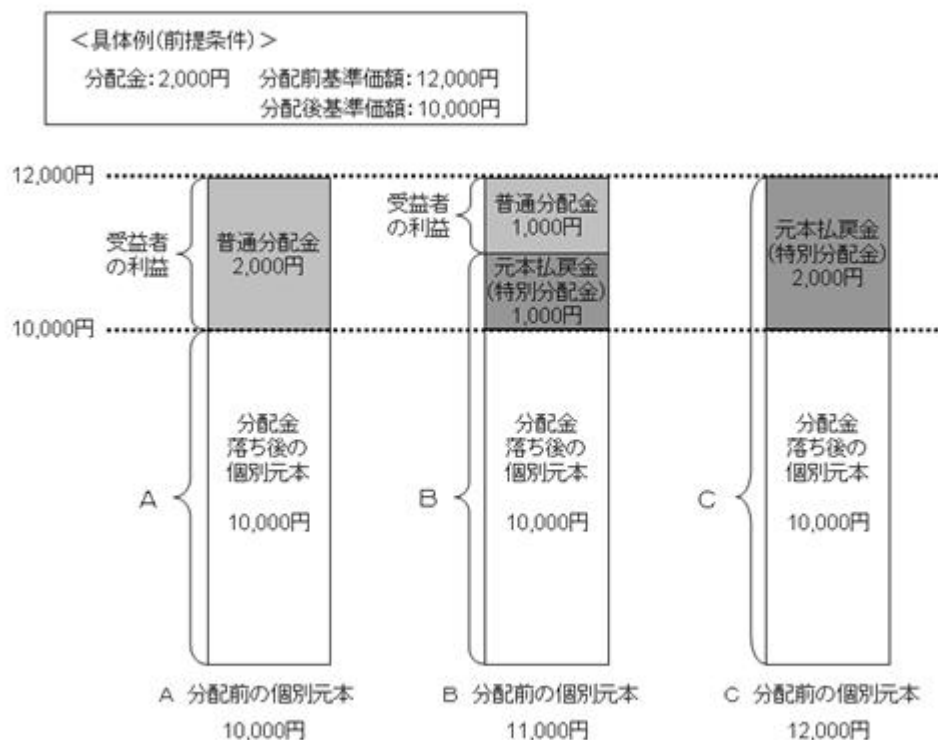
＜収益分配金の課税について＞

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回る場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回る場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した残額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜収益分配時の個別元本のイメージ図＞



※上記はあくまでもイメージ図であり、基準価額の水準および収益分配金等を約束するものではありません。

（注意）

- 当ファンドは、一定の条件に該当する場合の少額貯蓄非課税制度（マル優制度）の対象とはなっていません。
- 販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。
- 法人受益者に対する課税方法、税額控除に関する事項は法人の形態により異なることもありますので、販売会社に確認のうえ処理してください。
- 税制が改正された場合等には、上記の内容が変更となることがあります。詳しくは、販売会社、税務署等へお問い合わせください。

わせください。

- 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】（平成24年8月31日現在）

表示単位未満の端数が生じる場合には、金額は各々切り捨て、比率は各々四捨五入により記載しています。したがって、表示の合計値が個別数値の合計と一致しない場合もあります。

(1)【投資状況】

< J A 日本債券ファンド >

資産の種類	地域別 (国名)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,056,285,792	100.05
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		560,796	0.05
合計（純資産総額）		1,055,724,996	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率です。

（参考）

< J A 日本債券マザーファンド >

資産の種類	地域別 (国名)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	37,306,517,000	70.08
地方債証券	日本	2,741,742,000	5.15
特殊債券	日本	5,015,589,000	9.42
社債券	日本	7,360,979,000	13.83
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		812,427,324	1.53
合計（純資産総額）		53,237,254,324	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

< J A 日本債券ファンド >

a. 評価額（全銘柄）

国/ 地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
				単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
日本	親投資信託 受益証券	J A 日本債券マザー ファンド	849,104,335	1.2461	1,058,096,846	1.2440	1,056,285,792	100.05

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b. 全銘柄の種類別投資比率

種類別	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.05
合計	100.05

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率です。

（参考）

< J A 日本債券マザーファンド >

a. 評価額上位30銘柄

国/ 地域	種類	銘柄名	数量 (額面)	帳簿価額		評価額		利率 (%)	償還年月日	投資 比率 (%)
				単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)			

日本	国債証券	第286回利付国債（10年）	3,300,000,000	107.95	3,562,449,000	107.59	3,550,602,000	1.8	2017/6/20	6.67
日本	国債証券	第280回利付国債（10年）	3,100,000,000	107.00	3,317,248,000	106.69	3,307,638,000	1.9	2016/6/20	6.21
日本	国債証券	第298回利付国債（10年）	2,300,000,000	106.20	2,442,600,000	105.91	2,436,022,000	1.3	2018/12/20	4.58
日本	国債証券	第305回利付国債（10年）	2,200,000,000	106.29	2,338,490,000	105.92	2,330,394,000	1.3	2019/12/20	4.38
日本	国債証券	第113回利付国債（20年）	1,700,000,000	109.99	1,869,915,000	108.88	1,851,011,000	2.1	2029/9/20	3.48
日本	社債券	第34回中日本高速道路株式会社社債	1,500,000,000	100.14	1,502,235,000	100.02	1,500,360,000	0.272	2014/9/19	2.82
日本	国債証券	第289回利付国債（10年）	1,400,000,000	106.88	1,496,404,000	106.58	1,492,190,000	1.5	2017/12/20	2.80
日本	国債証券	第26回利付国債（20年）	1,200,000,000	109.55	1,314,600,000	108.99	1,307,976,000	4.5	2014/9/22	2.46
日本	国債証券	第273回利付国債（10年）	1,200,000,000	104.42	1,253,124,000	104.24	1,250,976,000	1.5	2015/9/20	2.35
日本	社債券	第519回東京電力株式会社社債	1,300,000,000	91.07	1,184,027,000	91.63	1,191,216,000	1.59	2015/12/28	2.24
日本	国債証券	第315回利付国債（10年）	1,100,000,000	104.81	1,152,954,000	104.53	1,149,830,000	1.2	2021/6/20	2.16
日本	地方債証券	第8回東京都公募公債	1,000,000,000	114.16	1,141,600,000	113.38	1,133,860,000	2.36	2026/3/19	2.13
日本	国債証券	第87回利付国債（20年）	1,000,000,000	113.20	1,132,040,000	112.49	1,124,990,000	2.2	2026/3/20	2.11
日本	特殊債券	第878回政府保証公営企業債券	1,000,000,000	108.39	1,083,980,000	108.06	1,080,630,000	1.9	2017/8/18	2.03
日本	国債証券	第300回利付国債（10年）	1,000,000,000	107.56	1,075,630,000	107.21	1,072,150,000	1.5	2019/3/20	2.01
日本	社債券	第60回日本電信電話株式会社社債 電話債券	1,000,000,000	104.93	1,049,340,000	104.61	1,046,120,000	1.31	2020/12/18	1.97
日本	特殊債券	第858回政府保証公営企業債券	1,000,000,000	104.65	1,046,580,000	104.45	1,044,560,000	1.5	2015/12/25	1.96
日本	社債券	第465回関西電力株式会社社債	1,000,000,000	102.46	1,024,690,000	102.37	1,023,780,000	1.49	2015/5/25	1.92
日本	特殊債券	第29回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	1,000,000,000	102.19	1,021,960,000	102.03	1,020,380,000	1.5	2014/2/28	1.92
日本	社債券	第104回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債	1,000,000,000	101.94	1,019,490,000	101.85	1,018,540,000	1.34	2014/4/16	1.91
日本	国債証券	第255回利付国債（10年）	1,000,000,000	101.63	1,016,390,000	101.46	1,014,650,000	1.5	2013/9/20	1.91
日本	国債証券	第75回利付国債（5年）	1,000,000,000	101.17	1,011,710,000	101.04	1,010,480,000	1.1	2013/9/20	1.90
日本	国債証券	第78回利付国債（5年）	1,000,000,000	101.13	1,011,350,000	101.03	1,010,390,000	0.9	2013/12/20	1.90
日本	国債証券	第309回利付国債（10年）	900,000,000	104.61	941,499,000	104.26	938,385,000	1.1	2020/6/20	1.76
日本	国債証券	第30回利付国債（30年）	850,000,000	111.41	946,985,000	109.37	929,662,000	2.3	2039/3/20	1.75
日本	国債証券	第265回利付国債（10年）	900,000,000	103.38	930,438,000	103.21	928,926,000	1.5	2014/12/20	1.74
日本	地方債証券	第623回東京都公募公債	800,000,000	103.37	827,008,000	103.24	825,984,000	1.31	2015/6/19	1.55
日本	国債証券	第320回利付国債（10年）	800,000,000	102.65	821,208,000	102.39	819,152,000	1.0	2021/12/20	1.54
日本	国債証券	第27回利付国債（30年）	700,000,000	115.52	808,696,000	113.65	795,571,000	2.5	2037/9/20	1.49
日本	国債証券	第77回利付国債（20年）	700,000,000	111.24	778,708,000	110.58	774,109,000	2.0	2025/3/20	1.45

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ．全銘柄の種類別投資比率

種類別	投資比率(%)
国債証券	70.08
地方債証券	5.15
特殊債券	9.42
社債券	13.83
合計	98.47

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

< J A 日本債券ファンド >

該当事項はありません。

（参考）

< J A 日本債券マザーファンド >

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

< J A 日本債券ファンド >

該当事項はありません。

（参考）

< J A 日本債券マザーファンド >

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

年月日	純資産総額 (分配落ち)(円)	純資産総額 (分配付き)(円)	基準価額 (分配落ち)(円)	基準価額 (分配付き)(円)
第3期計算期間末 平成15年7月16日	184,155,108	185,509,339	10,335	10,411
第4期計算期間末 平成16年7月16日	201,277,063	202,801,293	10,036	10,112
第5期計算期間末 平成17年7月19日	241,048,395	243,608,929	10,261	10,370
第6期計算期間末 平成18年7月18日	324,179,097	326,884,812	9,944	10,027
第7期計算期間末 平成19年7月17日	399,520,405	403,802,062	9,891	9,997
第8期計算期間末 平成20年7月16日	485,374,692	490,610,242	10,105	10,214
第9期計算期間末 平成21年7月16日	713,187,609	720,309,626	10,314	10,417
第10期計算期間末 平成22年7月16日	710,692,901	718,323,650	10,524	10,637
第11期計算期間末 平成23年7月19日	893,435,327	902,007,256	10,423	10,523
第12期計算期間末 平成24年7月17日	1,032,612,155	1,043,826,503	10,589	10,704
平成23年8月末日	919,660,604	-	10,437	-
9月末日	925,175,244	-	10,453	-
10月末日	972,887,863	-	10,390	-
11月末日	973,842,836	-	10,398	-
12月末日	978,423,970	-	10,477	-
平成24年1月末日	969,659,245	-	10,525	-
2月末日	1,023,336,619	-	10,534	-
3月末日	1,090,948,424	-	10,530	-
4月末日	1,086,428,992	-	10,582	-
5月末日	1,091,919,385	-	10,650	-
6月末日	1,039,922,581	-	10,649	-
7月末日	1,039,973,718	-	10,574	-
8月末日	1,055,724,996	-	10,558	-

(注) 基準価額は、1万口当りの純資産額を表示しています。

【分配の推移】

	1 万口当りの分配金（税込み）
第 3 期計算期間（平成15年 7 月16日）	76円
第 4 期計算期間（平成16年 7 月16日）	76円
第 5 期計算期間（平成17年 7 月19日）	109円
第 6 期計算期間（平成18年 7 月18日）	83円
第 7 期計算期間（平成19年 7 月17日）	106円
第 8 期計算期間（平成20年 7 月16日）	109円
第 9 期計算期間（平成21年 7 月16日）	103円
第10期計算期間（平成22年 7 月16日）	113円
第11期計算期間（平成23年 7 月19日）	100円
第12期計算期間（平成24年 7 月17日）	115円

【収益率の推移】

	収益率
第 3 期計算期間（平成15年 7 月16日）	1.6%
第 4 期計算期間（平成16年 7 月16日）	2.2%
第 5 期計算期間（平成17年 7 月19日）	3.3%
第 6 期計算期間（平成18年 7 月18日）	2.3%
第 7 期計算期間（平成19年 7 月17日）	0.5%
第 8 期計算期間（平成20年 7 月16日）	3.3%
第 9 期計算期間（平成21年 7 月16日）	3.1%
第10期計算期間（平成22年 7 月16日）	3.1%
第11期計算期間（平成23年 7 月19日）	0.0%
第12期計算期間（平成24年 7 月17日）	2.7%

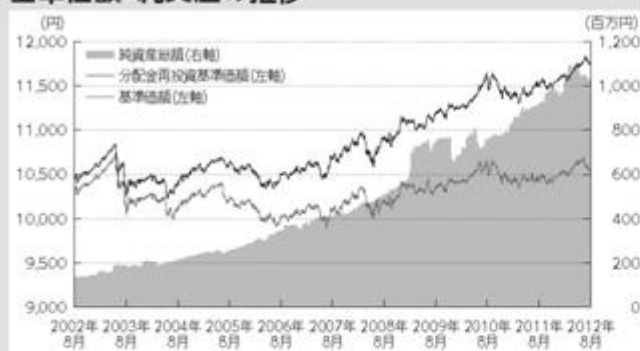
（注）収益率＝（当期末の分配付き基準価額－前期末の分配落ち基準価額）／前期末の分配落ち基準価額×100で算出しております。

< 参考情報 >

交付目論見書の運用実績（平成24年8月末現在）

2012年8月末現在

基準価額・純資産の推移



・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

分配の推移

決算期／年月日	分配金
8期 2008年 7月16日	109円
9期 2009年 7月16日	103円
10期 2010年 7月16日	113円
11期 2011年 7月19日	100円
12期 2012年 7月17日	115円
設定来累計	1,120円

・分配金のデータは、1万口当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況

JA日本債券ファンド

《資産の組入比率》

資産の種類	組入比率(%)
JA日本債券マザーファンド	100.1
短期資産等	-0.1

JA日本債券マザーファンド

《組入上位10銘柄》

	銘柄名	クーポン(%)	償還日	組入比率(%)	種類
1	第286回利付国債(10年)	1.800	2017/ 6/20	6.7	国債
2	第280回利付国債(10年)	1.900	2016/ 6/20	6.2	国債
3	第298回利付国債(10年)	1.300	2018/12/20	4.6	国債
4	第305回利付国債(10年)	1.300	2019/12/20	4.4	国債
5	第113回利付国債(20年)	2.100	2029/ 9/20	3.5	国債
6	第34回中日本高速道路株式会社債	0.272	2014/ 9/19	2.8	社債
7	第289回利付国債(10年)	1.500	2017/12/20	2.8	国債
8	第26回利付国債(20年)	4.500	2014/ 9/22	2.5	国債
9	第273回利付国債(10年)	1.500	2015/ 9/20	2.3	国債
10	第519回東京電力株式会社債	1.590	2015/12/28	2.2	社債

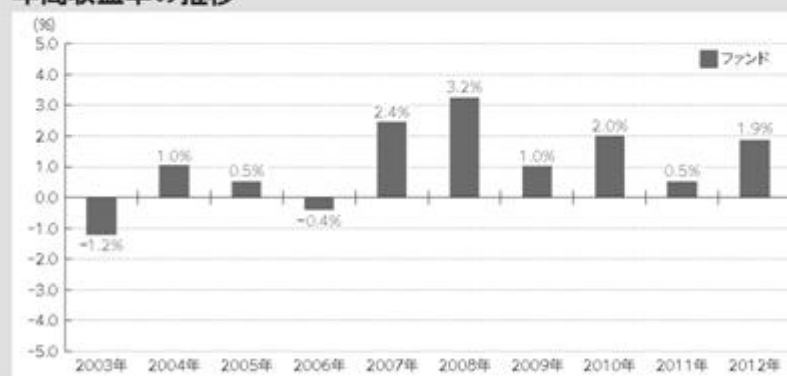
・組入比率は、各ファンドの純資産総額に対する比率です。

・特殊債には、政保債、財投債、金融債等が含まれます。

《種類別組入比率》

種類	組入比率(%)
国債	70.1
地方債	5.2
特殊債	9.4
社債	13.8

年間収益率の推移



・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。

・2012年は、1月から8月までの騰落率を表示。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※最新の運用実績は、農林中金全連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
----	---------	---------

第3期計算期間 自 平成14年7月17日 至 平成15年7月16日	83,552,367	37,464,842
第4期計算期間 自 平成15年7月17日 至 平成16年7月16日	77,318,884	54,950,592
第5期計算期間 自 平成16年7月17日 至 平成17年7月19日	86,620,559	52,265,803
第6期計算期間 自 平成17年7月20日 至 平成18年7月18日	174,096,273	83,017,881
第7期計算期間 自 平成18年7月19日 至 平成19年7月17日	271,123,656	193,183,443
第8期計算期間 自 平成19年7月18日 至 平成20年7月16日	226,977,960	150,582,190
第9期計算期間 自 平成20年7月17日 至 平成21年7月16日	346,311,515	135,179,273
第10期計算期間 自 平成21年7月17日 至 平成22年7月16日	326,135,040	342,305,458
第11期計算期間 自 平成22年7月17日 至 平成23年7月19日	309,032,050	127,126,718
第12期計算期間 自 平成23年7月20日 至 平成24年7月17日	420,144,409	302,176,559

（注）本邦以外において設定及び解約の実績はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込期間

当ファンドは、原則として継続申込期間中の販売会社の営業日に受益権の募集が行われます。
継続申込期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（2）取得申込

< 通常の申込 > の場合

（イ）当ファンドの取得申込については、原則として午後3時までに取得の申し込みが行われ、かつ、当該取得申込の受け付けに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の申し込みとします。

取得申込の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

なお、金融商品取引所や外国金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込を取り消す場合があります。

（ロ）当ファンドは、収益分配を行った場合、税金を差し引いた後、収益分配金を無手数料で再投資を行う「分配金再投資（累積投資）」専用のファンドです。

このため、取得申込者は、販売会社との間で、「J A日本債券ファンド累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）を締結します。

（ハ）取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

< 確定拠出年金制度に基づく申込 > の場合

確定拠出年金制度に係る手続きが必要になります。

（3）申込単位

< 通常の申込 > の場合

申込単位は、販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口の整数倍とします。

< 確定拠出年金制度に基づく申込 > の場合

1円以上1円単位とします。

（4）申込手数料

< 通常の申込 > の場合

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は0.21%（税抜0.2%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス> <http://www.ja-asset.co.jp/>

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

<確定拠出年金制度に基づく申込>の場合

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社・・・・・・無手数料

（５）申込価額

取得申込受付日の基準価額とします。

ただし、収益分配金を再投資する場合の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス> <http://www.ja-asset.co.jp/>

２【換金（解約）手続等】

（１）一部解約申込

<通常の申込>の場合

（イ）受益者は、自己に帰属する受益権つき、委託者に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

また、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（ロ）原則として午後３時までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該一部解約の実行の請求の受け付けに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の一部解約の実行の請求として受け付けるものとします。

一部解約の実行の請求の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求の場合は、別途制限を設ける場合があります。

（ハ）委託者は、金融商品取引所や外国金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして下記（２）に準じて計算された価額とします。

（二）換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

<確定拠出年金制度に基づく申込>の場合

確定拠出年金制度に係る手続きに従います。

（２）解約価額

解約価額^１は、一部解約実行の請求日の基準価額から、信託財産留保額^２（当該基準価額に0.05％を乗じて得た額）を差し引いた価額となります。

１ 解約価額＝基準価額－信託財産留保額＝基準価額－（基準価額×0.05％）

２ 「信託財産留保額」とは、信託期間満了前の解約に対し、解約申込者から徴収される一定の金額をいいます。この信託財産留保額は、解約に際し発生する売買委託手数料等の費用について、受益者間の公平を確保するため、信託財産に留保されます。

解約価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス> <http://www.ja-asset.co.jp/>

（３）一部解約金の支払い

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から受益者に支払います。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

a．基準価額の計算方法（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法（約款第7条））

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

b. 主要な投資対象資産の評価方法

ファンドの主要な投資対象資産の評価につきましては、法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって、以下のとおり評価しております。

資産の種類	評価方法
親投資信託 受益証券	時価により評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
公社債等	原則として、時価により評価しております。 なお、時価は、以下のいずれかから入手した価額によっております。 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しません。） 価格情報会社の提供する価額 （注）残存期間が1年以内の組入公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

c. 基準価額の算出頻度等

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は日本経済新聞に掲載されます。（ファンド名の表示は「J A日債」です。）

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス> <http://www.ja-asset.co.jp/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間（約款第3条）

この信託の期間は、無期限（信託契約締結日から約款第44条第7項、第45条第1項、第46条、第47条第1項および第49条第2項の規定による信託契約終了の日まで）とします。

(4) 【計算期間】

信託の計算期間（約款第34条）

- a. この信託の計算期間は、毎年7月17日から翌年7月16日までとすることを原則とします。ただし、第1期の計算期間は、平成12年12月22日から平成13年7月16日までとします。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、上記a.の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款第3条に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

a. 信託期間の終了

下記の信託約款の条項に規定する場合は、信託期間終了日前に信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

(イ) 信託契約の一部解約（約款第44条第7項から第12項）

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下回らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記から上記までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下回らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（ロ）信託契約の解約（約款第45条）

委託者は、約款第3条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は、一月を下回らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記から上記までの規定は信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下回らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（ハ）信託契約に関する監督官庁の命令（約款第46条第1項）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し信託を終了させます。

（二）委託者の登録取り消し等に伴う取り扱い（約款第47条）

委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第50条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（ホ）受託者の辞任および解任に伴う取り扱い（約款第49条）

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、約款第50条の規定に従い、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b．約款の変更

約款の変更は、信託約款の下記の条項により行うものとします。

（イ）信託契約に関する監督官庁の命令（約款第46条第2項）

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、約款第50条の規定に従います。

（ロ）信託約款の変更（約款第50条）

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下回らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c．その他の契約の変更

<募集・販売の取扱い等に関する契約書>

委託者と販売会社（取次登録金融機関は除きます。）との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動的に更新されます。

当契約は、当事者間の合意により変更することができます。

その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対して通知を行う手配をしますが、必ずしも直ちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

d．運用報告書等

<運用報告書>

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条の規定に基づき当該信託財産の計算期間の末日毎に運用報告書を作成し、販売会社を通じて当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

<有価証券報告書および半期報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条第1項の規定に基づき有価証券報告書および同法第24条の5第1項の規定に基づき半期報告書を作成し、関東財務局に提出します。

<臨時報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条の5第4項の規定に基づき臨時報告書を作成し、関東財務局に提出します。

e．委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い（約款第48条）

委託者は、事業の全部又は一部を譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f．公告（約款第51条）

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

g．信託約款に関する疑義の取り扱い（約款第52条）

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

h．信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者は「投資信託及び投資法人に関する法律」ならびに信託約款の規定および本書の記載にしたがい、以下の権利を有するものとします。

（イ）収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

当ファンドの収益分配金は、原則として自動的に再投資されます。

受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金（委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金を除きます。）が販売会社（委託者は除きます。）に交付されます。この場合、販売会社は、累積投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく、収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得の申込により増加した受益権は、約款第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得の申込により増加した受益権は、約款第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

（ロ）償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日）までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者より交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（ハ）買戻し（一部解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

（注）金融商品取引所や外国金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約金は、約款第44条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から当該受益者に支払います。

一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

（二）反対者の買取請求権（約款第50条の2）

約款第44条もしくは約款第45条に規定する信託契約の解約または約款第50条に規定する信託約款の変更を行う場合において、約款第44条第9項、約款第45条第3項または約款第50条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、受益者は当該請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

上記の請求の取り扱いは、委託者と受託者の協議により定めた手続きにより行うものとします。

（ホ）投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写請求権（投資信託及び投資法人に関する法律第15条第2項）

受益者は委託者に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期計算期間（平成23年7月20日から平成24年7月17日まで）の財務諸表について、あらた監査法人の監査を受けております。

1【財務諸表】

J A 日本債券ファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第11期 (平成23年 7月19日現在)	第12期 (平成24年 7月17日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	904,022,363	1,046,244,065
未収入金	6,040,404	3,390,521
流動資産合計	910,062,767	1,049,634,586
資産合計	910,062,767	1,049,634,586
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	8,571,929	11,214,348
未払解約金	6,210,620	3,623,461
未払受託者報酬	227,406	269,214
未払委託者報酬	1,591,773	1,884,396
その他未払費用	25,712	31,012
流動負債合計	16,627,440	17,022,431
負債合計	16,627,440	17,022,431
純資産の部		
元本等		
元本	857,192,910	975,160,760
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	36,242,417	57,451,395
（ 分配準備積立金 ）	13,209,006	17,136,553
元本等合計	893,435,327	1,032,612,155
純資産合計	893,435,327	1,032,612,155
負債純資産合計	910,062,767	1,049,634,586

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11期 自平成22年 7月17日 至平成23年 7月19日	第12期 自平成23年 7月20日 至平成24年 7月17日
営業収益		
有価証券売買等損益	4,028,574	31,575,067
営業収益合計	4,028,574	31,575,067
営業費用		
受託者報酬	430,583	518,881
委託者報酬	3,013,917	3,632,020
その他費用	25,712	31,012
営業費用合計	3,470,212	4,181,913
営業利益	558,362	27,393,154
経常利益	558,362	27,393,154
当期純利益	558,362	27,393,154
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	402,492	3,193,152
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	35,405,323	36,242,417
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,019,599	21,379,284
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,019,599	21,379,284
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,571,430	13,155,960
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,571,430	13,155,960
分配金	8,571,929	11,214,348
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	36,242,417	57,451,395

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法により時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	前計算期間末及び当計算期間末に該当する日が休業のため、当計算期間は平成23年7月20日から平成24年7月17日までとなっております。

（追加情報）

当期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	第11期 (平成23年7月19日現在)	第12期 (平成24年7月17日現在)
1. 計算期間末日における受益権の総数	857,192,910口	975,160,760口
2. 計算期間の末日における一単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.0423円 (10,423円)	1.0589円 (10,589円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第11期 (自 平成22年7月17日 至 平成23年7月19日)	第12期 (自 平成23年7月20日 至 平成24年7月17日)
分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,573,257円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（23,033,411円）及び分配準備積立金（13,207,678円）より、分配対象収益は44,814,346円（一万口当たり522.80円）であり、うち8,571,929円（一万口当たり100円）を分配いたしました。	分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益（13,124,907円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（5,513,639円）、信託約款に規定される収益調整金（40,314,842円）及び分配準備積立金（9,712,355円）より、分配対象収益は68,665,743円（一万口当たり704.15円）であり、うち11,214,348円（一万口当たり115円）を分配いたしました。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

第11期 （自 平成22年7月17日 至 平成23年7月19日）	第12期 （自 平成23年7月20日 至 平成24年7月17日）
(1)金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 (2)金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、これらの詳細は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）1. 運用資産の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されています。 (3)金融商品に係るリスク管理体制 フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	(1)金融商品に対する取組方針 同 左 (2)金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同 左 (3)金融商品に係るリスク管理体制 同 左

2. 金融商品の時価等に関する事項

第11期 (平成23年7月19日現在)	第12期 (平成24年7月17日現在)
(1)貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 (2)時価の算定方法 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。 (3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	(1)貸借対照表計上額、時価及び差額 同 左 (2)時価の算定方法 親投資信託受益証券 同 左 コール・ローン等の金銭債権 同 左 (3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同 左

(関連当事者との取引に関する注記)

第11期 (自 平成22年7月17日 至 平成23年7月19日)	第12期 (自 平成23年7月20日 至 平成24年7月17日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第11期 (自 平成22年7月17日 至 平成23年7月19日)	第12期 (自 平成23年7月20日 至 平成24年7月17日)
期首元本額 675,287,578円 期中追加設定元本額 309,032,050円 期中一部解約元本額 127,126,718円	期首元本額 857,192,910円 期中追加設定元本額 420,144,409円 期中一部解約元本額 302,176,559円

2. 売買目的有価証券

種類	第11期 (平成23年7月19日現在)	第12期 (平成24年7月17日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	7,301,812	30,079,945
合計	7,301,812	30,079,945

3. デリバティブ取引関係

第11期 (平成23年7月19日現在)	第12期 (平成24年7月17日現在)
------------------------	------------------------

該当事項はありません。	該当事項はありません。
-------------	-------------

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（口）	評価金額（円）	備考
親投資信託受益証券	J A 日本債券マザーファンド	839,008,874	1,046,244,065	
合計		839,008,874	1,046,244,065	

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「ＪＡ日本債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同マザーファンドの状況は次の通りであります。

「ＪＡ日本債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

区分	(平成23年7月19日現在)	(平成24年7月17日現在)
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,236,945,034	1,421,099,560
国債証券	37,654,818,000	37,345,231,500
地方債証券	2,709,846,500	2,751,684,500
特殊債券	5,946,862,000	5,958,431,000
社債券	5,755,325,000	5,860,767,000
未収利息	178,532,649	177,221,152
前払費用	3,141,368	641,095
流動資産合計	53,485,470,551	53,515,075,807
資産合計	53,485,470,551	53,515,075,807
負債の部		
流動負債		
未払解約金	6,614,439	4,131,619
流動負債合計	6,614,439	4,131,619
負債合計	6,614,439	4,131,619
純資産の部		
元本等		
元本	44,222,363,032	42,911,123,136
剰余金		
剰余金	9,256,493,080	10,599,821,052
純資産合計	53,478,856,112	53,510,944,188
負債・純資産合計	53,485,470,551	53,515,075,807

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価は以下のいずれかから入手した価額によっております。 (1) 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値） (2) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用いたしません。） (3) 価格情報会社の提供する価額
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（追加情報）

当期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	（平成23年7月19日現在）	（平成24年7月17日現在）
1. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	44,222,363,032口	42,911,123,136口
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間の末日における一単位当たりの純資産の額		
一口当たり純資産額	1.2093円	1.2470円
(一万口当たり純資産額)	(12,093円)	(12,470円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

（自 平成22年7月17日 至 平成23年7月19日）	（自 平成23年7月20日 至 平成24年7月17日）
(1)金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 (2)金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 1. 運用資産の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されています。 (3)金融商品に係るリスク管理体制 フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	(1)金融商品に対する取組方針 同 左 (2)金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同 左 (3)金融商品に係るリスク管理体制 同 左

2. 金融商品の時価等に関する事項

（平成23年7月19日現在）	（平成24年7月17日現在）
(1)貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 (2)時価の算定方法 国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。 (3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	(1)貸借対照表計上額、時価及び差額 同 左 (2)時価の算定方法 国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 同 左 コール・ローン等の金銭債権 同 左 (3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同 左

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成22年7月17日 至 平成23年7月19日）	（自 平成23年7月20日 至 平成24年7月17日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

（自 平成22年7月17日 至 平成23年7月19日）	（自 平成23年7月20日 至 平成24年7月17日）
本書における開示対象ファンドの期首における当該マザーファンドの元本額 43,715,407,078円 同期中における追加設定元本額 2,787,808,702円 同期中における一部解約元本額 2,280,852,748円 同期末における元本の内訳 J A 日本債券ファンド 747,558,392円 J A 資産設計ファンド（安定型） 328,041,438円 J A 資産設計ファンド（成長型） 245,662,959円 J A 資産設計ファンド（積極型） 88,079,714円 J A 日本債券私募ファンド（適格機関投資家専用） 8,699,025,978円 J A グローバルバランス私募ファンド（適格機関投資家専用） 34,113,994,551円 合計 44,222,363,032円	本書における開示対象ファンドの期首における当該マザーファンドの元本額 44,222,363,032円 同期中における追加設定元本額 2,258,415,161円 同期中における一部解約元本額 3,569,655,057円 同期末における元本の内訳 J A 日本債券ファンド 839,008,874円 J A 資産設計ファンド（安定型） 302,202,986円 J A 資産設計ファンド（成長型） 217,248,824円 J A 資産設計ファンド（積極型） 89,246,004円 J A 日本債券私募ファンド（適格機関投資家専用） 8,571,798,330円 J A グローバルバランス私募ファンド（適格機関投資家専用） 32,891,618,118円 合計 42,911,123,136円

2. 売買目的有価証券

種類	（平成23年7月19日現在）	（平成24年7月17日現在）
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	120,188,000	658,726,500
地方債証券	8,607,500	41,838,000
特殊債証券	39,316,000	11,569,000
社債証券	393,885,000	105,442,000
合計	561,996,500	817,575,500

3. デリバティブ取引関係

（平成23年7月19日現在）	（平成24年7月17日現在）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（３）附属明細表

第１ 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

別紙参照。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

有価証券明細表（株式以外の有価証券）

種類	銘柄名	券面総額（円）	評価額（円）	備考
国債証券	第 7 5 回利付国債（ 5 年）	1,000,000,000	1,011,710,000	
国債証券	第 7 8 回利付国債（ 5 年）	1,000,000,000	1,011,350,000	
国債証券	第 8 5 回利付国債（ 5 年）	1,000,000,000	1,013,000,000	
国債証券	第 2 5 5 回利付国債（ 1 0 年）	1,000,000,000	1,016,390,000	
国債証券	第 2 6 5 回利付国債（ 1 0 年）	900,000,000	930,438,000	
国債証券	第 2 7 3 回利付国債（ 1 0 年）	1,200,000,000	1,253,124,000	
国債証券	第 2 8 0 回利付国債（ 1 0 年）	3,100,000,000	3,317,248,000	
国債証券	第 2 8 6 回利付国債（ 1 0 年）	3,300,000,000	3,562,449,000	
国債証券	第 2 8 9 回利付国債（ 1 0 年）	1,400,000,000	1,496,404,000	
国債証券	第 2 9 8 回利付国債（ 1 0 年）	2,300,000,000	2,442,600,000	
国債証券	第 3 0 0 回利付国債（ 1 0 年）	1,000,000,000	1,075,630,000	
国債証券	第 3 0 5 回利付国債（ 1 0 年）	2,200,000,000	2,338,490,000	
国債証券	第 3 0 8 回利付国債（ 1 0 年）	500,000,000	530,875,000	
国債証券	第 3 0 9 回利付国債（ 1 0 年）	900,000,000	941,499,000	
国債証券	第 3 1 1 回利付国債（ 1 0 年）	400,000,000	408,300,000	
国債証券	第 3 1 2 回利付国債（ 1 0 年）	600,000,000	630,882,000	
国債証券	第 3 1 5 回利付国債（ 1 0 年）	1,100,000,000	1,152,954,000	
国債証券	第 3 2 0 回利付国債（ 1 0 年）	800,000,000	821,208,000	
国債証券	第 2 1 回利付国債（ 3 0 年）	500,000,000	559,150,000	
国債証券	第 2 6 回利付国債（ 3 0 年）	600,000,000	681,282,000	
国債証券	第 2 7 回利付国債（ 3 0 年）	700,000,000	808,696,000	
国債証券	第 3 0 回利付国債（ 3 0 年）	1,750,000,000	1,949,815,000	
国債証券	第 3 2 回利付国債（ 3 0 年）	650,000,000	724,067,500	
国債証券	第 2 6 回利付国債（ 2 0 年）	1,200,000,000	1,314,600,000	
国債証券	第 7 0 回利付国債（ 2 0 年）	300,000,000	348,069,000	
国債証券	第 7 7 回利付国債（ 2 0 年）	700,000,000	778,708,000	
国債証券	第 8 7 回利付国債（ 2 0 年）	1,000,000,000	1,132,040,000	
国債証券	第 9 5 回利付国債（ 2 0 年）	400,000,000	455,968,000	
国債証券	第 1 0 1 回利付国債（ 2 0 年）	500,000,000	575,335,000	
国債証券	第 1 0 3 回利付国債（ 2 0 年）	600,000,000	681,840,000	
国債証券	第 1 1 3 回利付国債（ 2 0 年）	1,700,000,000	1,869,915,000	
国債証券	第 1 3 2 回利付国債（ 2 0 年）	500,000,000	511,195,000	
小計		34,800,000,000	37,345,231,500	
地方債証券	第 6 2 3 回東京都公募公債	800,000,000	827,008,000	
地方債証券	第 6 2 7 回東京都公募公債	500,000,000	521,620,000	
地方債証券	第 8 回東京都公募公債	1,000,000,000	1,141,600,000	
地方債証券	平成 1 7 年度第 1 0 回大阪市公募公債	150,000,000	156,613,500	
地方債証券	平成 1 7 年度第 1 1 回大阪市公募公債	100,000,000	104,843,000	
小計		2,550,000,000	2,751,684,500	
特殊債券	第 7 回道路債券	800,000,000	932,064,000	
特殊債券	第 2 9 回政府保証日本高速道路保有・債務 返済機構債券	1,000,000,000	1,021,960,000	
特殊債券	第 3 4 回道路債券	700,000,000	721,056,000	
特殊債券	第 3 7 回道路債券	600,000,000	619,296,000	
特殊債券	第 8 5 回政府保証日本高速道路保有・債務 返済機構債券	500,000,000	533,495,000	
特殊債券	第 8 5 8 回政府保証公営企業債券	1,000,000,000	1,046,580,000	
特殊債券	第 8 7 8 回政府保証公営企業債券	1,000,000,000	1,083,980,000	
小計		5,600,000,000	5,958,431,000	
社債券	第 1 0 4 回株式会社三菱東京 U F J 銀行無 担保社債	1,000,000,000	1,019,490,000	
社債券	第 7 2 回東日本旅客鉄道株式会社社債	100,000,000	104,535,000	
社債券	第 2 6 回東海旅客鉄道株式会社無担保普通 社債	500,000,000	548,715,000	

社債券	第 6 0 回日本電信電話株式会社電信電話債券	1,000,000,000	1,049,340,000	
社債券	第 6 1 回日本電信電話株式会社電信電話債券	500,000,000	519,570,000	
社債券	第 5 1 9 回東京電力株式会社社債（一般担保付）	1,300,000,000	1,184,027,000	
社債券	第 5 3 4 回東京電力株式会社社債（一般担保付）	500,000,000	410,400,000	
社債券	第 4 6 5 回関西電力株式会社社債（一般担保付）	1,000,000,000	1,024,690,000	
小計		5,900,000,000	5,860,767,000	
合計		48,850,000,000	51,916,114,000	

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成24年8月31日現在）

< J A 日本債券ファンド >

資産総額	1,056,285,792円
負債総額	560,796円
純資産総額（ - ）	1,055,724,996円
発行済数量	999,913,771口
1万口当り純資産額（ / ×10,000 ）	10,558円

（参考）

< J A 日本債券マザーファンド >

資産総額	53,732,414,324円
負債総額	495,160,000円
純資産総額（ - ）	53,237,254,324円
発行済数量	42,794,739,225口
1万口当り純資産額（ / ×10,000 ）	12,440円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換手続き

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（４）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（５）受益権の再分割

社振法に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

（７）質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（平成24年8月31日現在）

34億2千万円

発行する株式の総数：116,400株（普通株式101,400株、A種種類株式15,000株）

発行済株式総数：53,400株（普通株式38,400株、A種種類株式15,000株）

最近5年間における資本金の額の増減

- ・平成24年7月26日 A種種類株式15,000株を発行し15億円増資（資本金34億2千万円）

（注）A種種類株式は議決権を有しません。

（2）委託会社等の機構

a．委託会社等の機構（委託会社等の意思決定機構）

定款に基づき、10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中より取締役社長1名を置くとともに、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。また取締役の中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに発することとします。また、取締役および監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができます。

取締役会は、法令または定款に定められた事項を決議します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

b．運用プロセス（投資運用の意思決定機構）

運用に関する会議等

1．投資戦略委員会

原則として月1回以上開催し、投資環境や市場動向等を踏まえ、最適な資産配分を決定します。

2．資産ポートフォリオ委員会

原則として月1回以上開催し、個別資産毎にセクター、スタイル、ファクター等のリスク配分を決定します。

3．銘柄会議

必要に応じ開催し、ポートフォリオ構築に必要な銘柄の相対的な優位性等を決定します。

4．個別ファンド運用会議

運用担当役員が、特に必要と認めたファンドの運用方針を、個別に審議し決定します。

5．運用リスク管理会議

原則として月1回開催し、ファンド運用資産に係るリスクを的確に把握・管理することを目的に、運用リスクや運用パフォーマンスの状況について報告・審議を行います。

6．運用管理会議

原則として月1回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況の検証および運用計画と実績の検証を行います。

運用の流れ

1．運用方針の決定

経済環境や市場環境等グローバルな投資情報の分析等に基づき、最適な資産配分を決定した後、

個別資産毎のリスク配分および資産構成銘柄等を組織的な意思決定プロセスを通じて決定しています。

2．運用の実践

ファンドマネージャーは、ファンド毎のリスク許容度やガイドライン等を考慮しながら、上記決定を受けた運用方針に基づいた運用を行います。

3．運用状況の評価

ファンドの運用状況については、運用リスク管理会議や運用管理会議による運用状況等の評価を通じ、最適な投資行動を実践しているかの確認を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

平成24年8月31日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

種類別（基本的性格）	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	69本	1,085,723百万円
追加型公社債投資信託	2本	83,053百万円
合計	71本	1,168,777百万円

3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により、作成しております。
- 2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

１．財務諸表

（１）【貸借対照表】

		前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金	1		3,568,282		2,596,904
分別金信託			10,000		10,000
前払費用			75,967		61,695
未収委託者報酬			338,807		322,823
未収運用受託報酬			155,876		167,413
未収収益			6,630		6,566
未収還付法人税等			34,369		-
繰延税金資産			51,206		61,478
その他			176		1,886
流動資産計			4,241,316		3,228,767
固定資産					
有形固定資産			216,780		175,340
建物	2	145,087		134,748	
器具備品	2	71,692		40,591	
無形固定資産			7,182		7,143
電話加入権等		7,182		7,143	
投資その他の資産			3,779,452		4,602,179
投資有価証券		602,105		674,423	
関係会社社債		2,750,000		3,750,000	
長期差入保証金		297,857		85,364	
長期前払費用		808		279	
会員権		15,824		12,674	
繰延税金資産		86,937		53,517	
その他		25,918		25,918	
固定資産計			4,003,415		4,784,663
資産合計			8,244,731		8,013,430

		前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			264,416		201,473
未払金			359,646		134,061
未払収益分配金		13		13	
未払償還金		3,132		3,132	
未払手数料		92,913		126,970	
その他未払金		263,586		3,944	
未払費用			53,486		57,555
未払法人税等			5,728		5,517
未払消費税等			-		12,093
賞与引当金			109,208		120,965
流動負債計			792,486		531,664
固定負債					
退職給付引当金			98,409		115,624
役員退任慰労引当金			17,200		32,300
固定負債計			115,609		147,924
負債合計			908,096		679,589
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			1,920,000		1,920,000
利益剰余金					
利益準備金		74,040		74,040	
その他利益剰余金		5,416,907		5,393,996	
別途積立金		5,305,000		5,305,000	
繰越利益剰余金		111,907		88,996	
利益剰余金計			5,490,947		5,468,036
株主資本計			7,410,947		7,388,036
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			74,312		54,195
評価・換算差額等計			74,312		54,195
純資産合計			7,336,635		7,333,841
負債純資産合計			8,244,731		8,013,430

（２）【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
営業収益					
委託者報酬			2,202,932		1,927,311
運用受託報酬			607,980		674,281
営業収益計			2,810,912		2,601,593
営業費用					
支払手数料			370,261		339,942
広告宣伝費			270		270
調査費			278,391		294,789
調査費		273,203		288,571	
委託調査費		3,000		3,751	
図書費		2,188		2,466	
委託計算費			120,691		117,915
業務委託料			140,556		135,464
営業雑経費			57,513		56,963
通信費		20,464		20,911	
印刷費		27,822		26,056	
協会費		5,934		6,039	
諸会費		1,229		1,261	
その他営業雑経費		2,061		2,695	
営業費用計			967,684		945,345
一般管理費					
給料			982,140		1,028,204
役員報酬	1	81,115		83,255	
給料・手当		670,320		668,005	
賞与		107,396		140,878	
賞与引当金繰入額		109,208		120,965	
役員退任慰労引当金繰入額		14,100		15,100	
福利厚生費			122,195		128,376
交際費			8,686		11,221
旅費交通費			11,895		21,328
租税公課			15,949		14,641
不動産賃借料			327,471		161,463
賃借料			226		19
退職給付費用			18,047		19,215
固定資産減価償却費			17,780		45,706
業務委託費			189,920		157,423
諸経費			96,371		71,067
一般管理費計			1,790,686		1,658,668
営業利益又は営業損失()			52,542		2,420

		前事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）		当事業年度 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	
区分	注記 番号	金額 （千円）		金額 （千円）	
営業外収益					
受取配当金			1,001		6,335
有価証券利息	2		23,030		28,926
受取利息	2		1,930		708
還付加算金			99		827
その他			41		603
営業外収益計			26,103		37,401
営業外費用					
支払利息	2		3,127		24,857
その他			654		512
営業外費用計			3,782		25,369
経常利益			74,864		9,611
特別損失					
固定資産除却損	3		2,619		2,276
会員権売却損			-		852
会員権評価損			-		2,489
減損損失	4		94,795		-
資産除去債務会計基準の 適用に伴う影響額			60,000		-
特別損失計			157,415		5,618
税引前当期純利益又は税引 前当期純損失（ ）			82,551		3,992
法人税、住民税及び事業税			3,484		4,769
法人税等調整額			33,135		22,134
法人税等合計			29,650		26,904
当期純損失（ ）			52,900		22,911

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,920,000	1,920,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,920,000	1,920,000
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	72,120	74,040
当期変動額		
剰余金の配当	1,920	-
当期変動額合計	1,920	-
当期末残高	74,040	74,040
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	5,305,000	5,305,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	5,305,000	5,305,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	185,928	111,907
当期変動額		
剰余金の配当	21,120	-
当期純損失（ ）	52,900	22,911
当期変動額合計	74,020	22,911
当期末残高	111,907	88,996
利益剰余金合計		
当期首残高	5,563,048	5,490,947
当期変動額		
剰余金の配当	19,200	-
当期純損失（ ）	52,900	22,911
当期変動額合計	72,100	22,911
当期末残高	5,490,947	5,468,036
株主資本合計		
当期首残高	7,483,048	7,410,947
当期変動額		
剰余金の配当	19,200	-
当期純損失（ ）	52,900	22,911
当期変動額合計	72,100	22,911
当期末残高	7,410,947	7,388,036

評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	52,250	74,312
当期変動額		
株主資本以外の項目の当		
期変動額（純額）	22,061	20,117
当期変動額合計	22,061	20,117
当期末残高	74,312	54,195
評価・換算差額等合計		
当期首残高	52,250	74,312
当期変動額		
株主資本以外の項目の当		
期変動額（純額）	22,061	20,117
当期変動額合計	22,061	20,117
当期末残高	74,312	54,195
純資産合計		
当期首残高	7,430,797	7,336,635
当期変動額		
剰余金の配当	19,200	-
当期純損失（　）	52,900	22,911
株主資本以外の項目の当期		
変動額（純額）	22,061	20,117
当期変動額合計	94,162	2,794
当期末残高	7,336,635	7,333,841

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

（２）其他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備は除く。）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～50年

器具備品 4～15年

（２）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

（２）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

（３）役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
１ 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。 預金 3,544,397千円	１ 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。 預金 2,585,957千円

2 有形固定資産の減価償却累計額		2 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	1,365千円	建物	17,749千円
器具備品	68,581千円	器具備品	91,670千円
合計	69,947千円	合計	109,420千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)						
1 役員報酬の範囲額 取締役 年額 120,000千円以内 監査役 年額 30,000千円以内	1 役員報酬の範囲額 同 左						
2 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 有価証券利息 23,030千円 支払利息 3,127千円	2 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 有価証券利息 28,926千円 支払利息 24,857千円						
3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 2,619 千円 合計 2,619 千円	3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 2,276千円 合計 2,276千円						
4 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。	4 _____						
<table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th></tr><tr><td>本社 (東京都千代田区)</td><td>廃棄予定資産</td><td>建物及び器具備品</td></tr></table>	場所	用途	種類	本社 (東京都千代田区)	廃棄予定資産	建物及び器具備品	
場所	用途	種類					
本社 (東京都千代田区)	廃棄予定資産	建物及び器具備品					
当社は、稼動資産については、各業務の相互補完性を勘案し、全体を1つのキャッシュフロー生成単位としております。また、廃棄予定資産や遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。							
当社は平成23年3月に本社を移転しておりますが、当該移転計画決定に伴い、廃棄予定資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（94,795千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物93,228千円、器具備品1,567千円であります。							
なお、回収可能価額は、当該資産は他への転用や売却が困難であることから、零としております。							

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	38,400	—	—	38,400
合 計	38,400	—	—	38,400

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	19,200		平成20年3月31日	平成22年6月28日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	38,400	—	—	38,400
合 計	38,400	—	—	38,400

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

該当事項はありません。

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

（リース取引関係）

前事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
該当事項はありません。	同 左

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

資金運用については、主に安全性の高い金融商品により行っております。証券投資信託の取得については社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する証券投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は証券投資信託で、市場リスクに晒されております。

なお、関係会社社債は利付債で、資金運用を目的に、年度方針を策定のうえ定期的に取得しているものであり、満期保有を目的にしております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

投資有価証券及び関係会社社債については、定期的に時価や発行体の格付等を把握し、経営会議へ報告、または関係部長へ報告を行っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）をご参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	3,568,282	3,568,282	-
(2)投資有価証券	602,105	602,105	-
(3)関係会社社債	2,750,000	2,779,550	29,550
合計	6,920,387	6,949,937	29,550

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)投資有価証券

証券投資信託の時価は、当期の決算日における基準価額によっております。

(3)関係会社社債

利付債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

（注3）満期のある金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	3,568,132	-	-	-
投資有価証券	-	47,699	9,727	-
関係会社社債	-	2,750,000	-	-
合計	3,568,132	2,797,699	9,727	-

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

資金運用については、主に安全性の高い金融商品により行っております。証券投資信託の取得については社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する証券投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は証券投資信託で、市場リスクに晒されております。

なお、関係会社社債は利付債で、資金運用を目的に、年度方針を策定のうえ定期的に取得しているものであり、満期保有を目的にしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

投資有価証券及び関係会社社債については、定期的に時価や発行体の格付等を把握し、経営会議へ報告、または関係部長へ報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）をご参照ください。）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	2,596,904	2,596,904	-
(2)投資有価証券	674,423	674,423	-
(3)関係会社社債	3,750,000	3,794,675	44,675
合計	7,021,328	7,066,003	44,675

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)投資有価証券

証券投資信託の時価は、当期の決算日における基準価額によっております。

(3)関係会社社債

利付債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

(注3) 満期のある金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,596,738	-	-	-
投資有価証券	-	90,146	9,736	-
関係会社社債	-	3,750,000	-	-
合計	2,596,738	3,840,146	9,736	-

(有価証券関係)

前事業年度（平成23年3月31日）

1. 満期保有目的の債券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	利付債	2,250,000	2,282,900	32,900
	小計	2,250,000	2,282,900	32,900
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	利付債	500,000	496,650	3,350
	小計	500,000	496,650	3,350
合計		2,750,000	2,779,550	29,550

2. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
--	----	----------	------	----

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	証券投資信託	110,590	90,088	20,502
	小計	110,590	90,088	20,502
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	証券投資信託	491,515	579,529	88,014
	小計	491,515	579,529	88,014
合計		602,105	669,617	67,512

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

3．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日） 該当事項はありません。

当事業年度（平成24年3月31日）

1．満期保有目的の債券（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	利付債	3,750,000	3,794,675	44,675
	小計	3,750,000	3,794,675	44,675
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	利付債	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		3,750,000	3,794,675	44,675

2．その他有価証券（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	証券投資信託	180,633	156,419	24,214
	小計	180,633	156,419	24,214
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	証券投資信託	493,790	564,387	70,596
	小計	493,790	564,387	70,596
合計		674,423	720,806	46,382

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

3．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日） 該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（平成23年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（平成24年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

２．退職給付債務に関する事項

（単位：千円）

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
(1)退職給付債務	98,409	115,624
(2)年金資産	—	—
(3)未積立退職給付債務(1) + (2)	98,409	115,624
(4)会計基準変更時差異の未処理額	—	—
(5)未認識数理計算上の差異	—	—
(6)未認識過去勤務債務(債務の減額)	—	—
(7)貸借対照表計上額純額(3) + (4) + (5) + (6)	98,409	115,624
(8)前払年金費用	—	—
(9)退職給付引当金(7) - (8)	98,409	115,624

３．退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
退職給付費用	18,047	19,215
(1)勤務費用	18,047	19,215
(2)利息費用	—	—
(3)期待運用収益(減算)	—	—
(4)会計処理基準変更時差異の費用処理額	—	—
(5)数理計算上の差異の費用処理額	—	—
(6)過去勤務債務の費用処理額	—	—
上記(2)から(6)については、簡便法を採用しておりますので記載を省略しております。		

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
(1)割引率	—	—
(2)期待運用収益率	—	—
(3)退職給付見込額の期間配分方法	—	—
(4)過去勤務債務の額の処理年数	—	—
(5)会計基準変更時差異の処理年数	—	—
(6)数理計算上の差異の処理年数	—	—
上記(1)から(6)については、簡便法を採用しておりますので記載を省略しております。		

（税効果会計関係）

（単位：千円）

前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) ソフトウェア償却超過額 21,142 敷金償却否認 32,606 会員権評価損否認 1,414 賞与引当金損金算入限度超過額 44,436 役員退任慰労引当金否認 6,998 退職給付引当金損金算入限度超過額 40,042 その他有価証券評価差額金 1,542 その他 9,337 繰延税金資産小計 157,520 評価性引当額 8,467 繰延税金資産合計 149,053 (繰延税金負債) 未収還付事業税 2,567 その他有価証券評価差額金 8,342 繰延税金負債合計 10,909 差引：繰延税金資産の純額 138,143 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 当事業年度は税引前当期純損失であるため、記載を省略しております。	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) ソフトウェア償却超過額 19,823 敷金償却否認 617 会員権評価損否認 887 賞与引当金損金算入限度超過額 45,978 役員退任慰労引当金否認 11,511 退職給付引当金損金算入限度超過額 41,507 その他有価証券評価差額金 25,167 その他 15,499 繰延税金資産小計 160,993 評価性引当額 37,355 繰延税金資産合計 123,638 (繰延税金負債) その他有価証券評価差額金 8,641 繰延税金負債合計 8,641 差引：繰延税金資産の純額 114,996 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 (%) 法定実効税率 40.69 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 130.65 住民税均等割 57.35 評価性引当額の増加額 160.13 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 287.71 その他 2.74 税効果適用後の法人税等の負担率 673.79

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、当社では繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実行税率は従来の40.69%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.64%となります。

当該変更により、繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は10,387千円減少し、その他有価証券評価差額金は1,101千円増加し、法人税等調整額は11,488千円増加しております。

（資産除去債務関係）

前事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
当社は平成23年3月に本社を移転しております。 旧事務所は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を営業費用に、前期以前の負担に属する金額を、特別損失として計上しております。 なお、移転後の新事務所についても、不動産賃貸借契約により退去時における原状回復に係る債務を有しており、同様に、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を営業費用に計上しております。	当社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。 当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を営業費用に計上しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業及び投資一任契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2．地域ごとの情報

(1)営業収益

（単位：千円）

日本	欧州	合計
2,292,336	518,576	2,810,912

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	441,533	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd. ,	314,394	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	302,134	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬及び投資一任契約による運用受託報酬を顧客ごとに集計しております。

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業及び投資一任契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2．地域ごとの情報

(1)営業収益

（単位：千円）

日本	欧州	合計
2,048,003	553,590	2,601,593

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超

えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	454,767	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	450,870	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd. ,	367,769	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬及び投資一任契約による運用受託報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

１．関連当事者との取引

（１）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称 又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	農林中央 金庫	東京都 千代田区	3,425,909 百万円	金融業	被所有 直接 50.91%	兼任 1名	当社投資信 託の購入、 募集・販売 の取扱等	支払利息 (*)	3,126	短期借入 金	-

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*）資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

農林中央金庫（非上場）

（２）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

１．関連当事者との取引

（１）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の 名称 又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	農林中央 金庫	東京都 千代田区	3,425,909 百万円	金融業	被所有 直接 50.91%	兼任 1名	当社投資信 託の購入、 募集・販売 の取扱等	支払利息 (*)	24,895	短期借入 金	-

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*）資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

農林中央金庫（非上場）

（２）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
１株当たり純資産額	191,058円21銭	190,985円44銭
１株当たり当期純損失金額	1,377円61銭	596円65銭

（注）１．前事業年度及び当事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、１株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
当期純損失金額（千円）	52,900	22,911
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—

普通株式に係る当期純損失金額（千円）	52,900	22,911
普通株式の期中平均株式数（株）	38,400	38,400

（重要な後発事象）

前事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
投資運用業にかかる必要な資金の調達のため、平成23年4月4日に農林中央金庫から特殊当座貸越契約により85億円の借入を行っております。借入利率については、短期金融市場金利に基づき決定しており、担保は差し入れておりません。	該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下「関係者」といいます。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下「関係者」といいます。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記「関係者」に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（１）定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について

- ・平成24年7月25日付で、A種種類株式の発行、株券の不発行、株式の譲渡制限にかかる記載の明確化を行うため定款の一部変更を行いました。
 - ・平成24年7月26日、A種種類株式15,000株を発行し15億円増資しました（資本金34億2千万円）。
- なお、A種種類株式は議決権を有しません。

（２）訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または、与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託者

名称

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

資本金の額（平成24年3月末日現在）

324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概況>

名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額（平成24年3月末日現在）

10,000百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

名称	資本金の額 （平成24年3月末日現在）	事業の内容
農林中央金庫	3,425,909百万円	全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。

2【関係業務の概要】

（1）受託者（三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社））

当証券投資信託契約の受託者として、委託者との信託契約の締結、信託財産の保管・管理・計算業務を行います。

なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

（2）販売会社（農林中央金庫）^{（注）}

当証券投資信託の販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売、目論見書および運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

なお、農林中央金庫と募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関においても販売会社として上記各業務の全部または一部を行います。

（注）農林中央金庫は本書提出日現在、既保有の受益者向けを除き、新規の募集の取扱い・販売を中止しております。

3【資本関係】

農林中央金庫は委託者が発行する普通株式を保有しており、持株比率は36.61%、議決権保有比率は50.91%です。

なお、その他の関係法人と委託者との間には資本関係はありません。

（注）委託者においては普通株式のほか議決権を有しないＡ種種類株式を発行しているため、持株比率と議決権保有比率が一致しません。

第 3 【参考情報】

当計算期間中において、当ファンドにかかる金融商品取引法第25条第 1 項各号に掲げる書類を以下のとおり提出しております。

書類名	提出年月日	提出先
有価証券報告書	平成23年10月19日	関東財務局
有価証券届出書	平成23年10月19日	
半期報告書	平成24年 4 月19日	
有価証券届出書の訂正届出書	平成24年 4 月19日	

独立監査人の監査報告書

平成24年9月5日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 和田 渉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＪＡ日本債券ファンドの平成23年7月20日から平成24年7月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＪＡ日本債券ファンドの平成24年7月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注１）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注２）財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月26日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 南 波 秀 哉 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 長 尾 礎 樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。